

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 マックス株式会社

【英訳名】 MAX CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川村 八郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 03-3669-0311 (代表)

【事務連絡者氏名】 主幹執行役員経理部長 浅見 泰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 03-3669-0311 (代表)

【事務連絡者氏名】 主幹執行役員経理部長 浅見 泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第84回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金37円 総額1,823,652,670円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を廃止するため、所要の変更を行うものであります。

ロ 責任限定契約について、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との責任限定契約の締結に関する規定を新設するものであります。

ハ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

ニ 条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、川村八郎、塩川 博、樋口浩一、黒沢光照および平田 稔の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、望月真宏および梅沢 宏の両氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神田安積氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役5名および退任監査役1名に対し退職慰労金を贈呈し、役員退職慰労金制度廃止に伴い、重任される取締役4名、監査役1名および在任中の監査役2名に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

第7号議案 役員賞与支給の件

第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社第82回定時株主総会で承認された、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を更新するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	41,068	13	4	(注) 1	可決 (99.96)
第2号議案 定款一部変更の件	41,041	40	4	(注) 2	可決 (99.89)
第3号議案 取締役5名選任の件					
川村 八郎	39,637	1,444	4	(注) 3	可決 (96.48)
塩川 博	40,372	709	4		可決 (98.26)
樋口 浩一	40,374	707	4		可決 (98.27)
黒沢 光照	40,372	709	4		可決 (98.26)
平田 稔	39,863	1,218	4		可決 (97.03)
第4号議案 監査役2名選任の件					
望月 眞宏	38,243	2,838	4	(注) 3	可決 (93.08)
梅沢 宏	40,725	356	4		可決 (99.12)
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件	41,068	13	4	(注) 3	可決 (99.96)
第6号議案 退任取締役および退 任監査役に対する退 職慰労金贈呈ならび に役員退職慰労金制 度廃止に伴う打切り 支給の件	36,723	4,358	4	(注) 1	可決 (89.38)
第7号議案 役員賞与支給の件	40,215	866	4	(注) 1	可決 (97.88)
第8号議案 当社株式の大規模買 付行為に関する対応 方針(買収防衛策) 継続の件	34,446	6,635	4	(注) 1	可決 (83.84)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は加算しておりません。